

事業用太陽光発電における FIT/FIP制度の支援重点化について

2026年7月28日
資源エネルギー庁

御議論いただきたい事項

- 昨年度に取りまとめられたメガソーラー対策パッケージや調達価格等算定委員会の意見を受け、今年度の本小委員会では、今後の事業用太陽光へのFIT/FIP制度での支援のあり方に関し、地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電に支援を重点化する方針で、具体の検討を行うことが求められる。
- このため、前回の会合では、以下のとおり、今後の検討の進め方をお示したところ。
 - まず本小委員会において、①FIT/FIP制度で支援の重点化を行うことを念頭に、地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電の類型について検討し、その後、②具体の制度的論点（認定基準、FIT/FIPの別、支援価格・期間等）について、本小委員会や調達価格等算定委員会で検討を行う。
 - いかなる太陽光発電の類型をFIT/FIP制度での支援重点化の対象とするかについては、関係者（関係省庁・事業者団体・地方自治体）の意見を幅広く聴取した上で、検討を進める。（なお、前回会合において、関係省庁からのヒアリングを実施済。）
 - これと並行して、FIT/FIP制度での支援重点化に相応しい類型を選定するための一定の考え方を検討し、最終的に、ヒアリング等で挙げられた個々の候補類型に対し当該考え方の当てはめを行うことで、支援重点化を念頭に置いた太陽光発電の類型について整理を行う。
- 本日の会合では、事務局から、①FIT/FIP制度での支援重点化に相応しい類型の選定に当たり考慮すべき事項及び②今後検討を行う必要がある具体の制度的論点をお示しするとともに、事業者団体・地方自治体からヒアリングを行うこととしたい。
- これらを踏まえ、いかなる太陽光発電の類型をFIT/FIP制度での支援重点化の対象とすべきかについて幅広く御議論いただきたい。

事業用太陽光発電におけるFIT/FIP制度の支援重点化

検討の背景

第2回 再生可能エネルギー主力電源化小委
(2026年6月24日) 資料1より抜粋

- 昨年12月に関係閣僚会議で決定された「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」では、**今後の事業用太陽光へのFIT/FIP制度での支援のあり方**について、以下のとおり取りまとめられた。
 - ① 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
 - ② 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
- その後、調達価格等算定委員会において、本年2月に、「令和8年度以降の調達価格等に関する意見」として概ね以下の意見が取りまとめられた。
 - ① **最新のコストデータの動向や入札状況を踏まえ、現在支援対象区分となっている事業用太陽光発電（地上設置）については、2027年度以降、FIT/FIP制度における新規支援の対象外とする。**
 - ② 一方で、再エネ導入拡大の観点から、**例えば屋根設置等の地域との共生が図られた形での太陽光発電の導入を促進していくことは重要。**電源の持つ特性やその設置形態等を踏まえ、**地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電の類型等**について、**詳細の検討は再エネ大量導入小委において電源横断的な観点から行うこととし、支援の重点化を行う対象等の2027年度以降の太陽光発電への具体的な支援のあり方については、来年度の調達価格等算定委員会において検討・決定する。**
- このうち、①については、パブリックコメント手続も経て、**関係する再エネ特措法の下位法令（省令・告示）の改正を昨年度末に公布し、2027年4月1日より施行**を予定している。

事業用太陽光発電におけるFIT/FIP制度の支援重点化

今後の検討の進め方（案）

第2回 再生可能エネルギー主力電源化小委
(2026年6月24日) 資料1より抜粋

<検討の大枠>

- こうした背景を踏まえ、本年度の本小委員会や調達価格等算定委員会では、2027年4月1日の施行を目指し、事業用太陽光発電におけるFIT/FIP制度の支援の重点化について、検討を行うことが求められる。
- 具体的には、まず本小委員会において、**(1)FIT/FIP制度で支援の重点化を行うことを念頭に、地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電の類型**について検討を行い、その後、**(2)具体の制度的論点（認定基準、FIT/FIPの別、支援価格・期間等）**について、本小委員会や調達価格等算定委員会で検討を行うこととしたい。

※ なお、**こうした類型の代表格**と考えられる**屋根設置太陽光**については、**現行FIT/FIP制度上、既に一定の支援重点化**がなされている。そこで、上記の検討に当たっては、こうした**現行の屋根設置太陽光の取扱いを参考とすることが有益**と考えられる。

<太陽光発電の種類の検討>

- いかなる太陽光発電の類型をFIT/FIP制度での支援重点化の対象とするかについては、関係者の意見を幅広く聴取した上で、検討を進めることが重要と考えられる。そこで、本小委員会では、**関係省庁・地方自治体・事業者団体より、支援重点化を行う候補となる太陽光発電の類型について、ヒアリングを行う**こととしたい。
- その上で、これと並行して、**FIT/FIP制度での支援重点化に相応しい類型を選定するための一定の考え方を検討し、最終的に、ヒアリング等で挙げられた個々の候補類型に対し当該考え方の当てはめを行う**ことで、支援重点化を念頭に置いた太陽光発電の類型について整理を行うこととしたい。
- なお、こうした一定の考え方については、例えば、以下のような視点で検討することが考えられる。
 - 当該類型に対する今後の導入の期待
 - 当該類型における地域共生の図られやすさ
 - FIT/FIP制度の特性（設備の類型毎に一律の支援を行う面的な支援制度であること等）

事業用太陽光発電におけるFIT/FIP制度の支援重点化

今後の検討の進め方（案）

第2回 再生可能エネルギー主力電源化小委
(2026年6月24日) 資料1より抜粋

<検討スケジュール>

本年6月（本会合）：事務局より検討の背景・今後の進め方（案）を提示、関係省庁よりヒアリング

本年7月～8月頃：地方自治体・事業者団体よりヒアリング、一定の考え方の検討・整理

本年9月頃：検討結果の整理

本年10月～来年1月頃：具体の制度的論点の検討

※ 本年秋～来年1月頃にかけて、調達価格等算定委員会において具体的な支援のあり方について検討

来年2月～3月頃：再エネ特措法の下位法令等（省令・告示・GL）の改正に係るパブリックコメント手続

来年4月1日：改正の施行

(参考) 令和8年度以降の調達価格等に関する意見

(令和8年2月5日 調達価格等算定委員会) 抄

- 事業用太陽光発電（地上設置）について、最新のコストデータの動向や入札状況を踏まえて以下が確認された。
 - FIT制度開始以降、認定量・導入量ともに大幅に拡大してきたこと。
 - FIT制度開始から現在にかけて、大規模のみならず全ての規模において技術革新等による着実なコスト低減が実現されてきたこと。特に、足下では、競争が働き、入札上限価格を下回る落札が継続的に見られていることや、入札回によっては入札上限価格を大幅に下回る落札も見られていること。
 - コスト効率化に加え、PPAによる収益の確保等により、FIT/FIP制度によらない案件の形成も見られるようになってきたこと。
 - こうした導入拡大・コスト低減が実現してきている一方で、自然環境・安全・景観等の地域共生上の課題が顕在化し、いわゆる「負の外部経済性」が生じているのではないかとの指摘がなされる状況に至っていること。
- 上記の点を総合的に判断し、現在支援対象区分となっている事業用太陽光発電（地上設置）については、2027年度以降、FIT/FIP制度における支援の対象外とすることとした。
- 一方で、再エネ導入拡大の観点から、例えば屋根設置等の地域との共生が図られた形での太陽光発電の導入を促進していくことは重要である。
- 電源の持つ特性やその設置形態等を踏まえ、地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電の類型等について、詳細の検討は再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において電源横断的な観点から行うこととし、支援の重点化を行う対象等の2027年度以降の太陽光発電への具体的な支援のあり方については、来年度の本委員会において検討・決定することとした。

(参考) 大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議

- **12月23日**に、大規模太陽光発電事業が地域と共生したより望ましいものとなるよう、政府としての対策を検討することを目的として、**大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議を開催**。
- 本閣僚会議において、「**大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ**」を決定。

出席者

内閣官房長官 木原 稔（議長）
経済産業大臣 赤澤 亮正
環境大臣 石原 宏高
総務大臣 林 芳正
農林水産大臣 鈴木 憲和
国土交通大臣 金子 恭之
文部科学副大臣 小林 茂樹（代理出席）
内閣官房副長官 尾崎 正直
内閣官房副長官 佐藤 啓
内閣官房副長官 露木 康浩
内閣官房副長官補 阪田 渉
内閣広報官 小林 麻紀
資源エネルギー庁長官 村瀬 佳史
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長 小林 大和
環境省総合環境政策統括官 白石 隆夫
環境省地域脱炭素推進審議官 中尾 豊

会議の様子



我が国において、国富流出の抑制やエネルギー安全保障の観点から、再エネを始めとする国産エネルギーの確保が極めて重要。DX・GXの進展によって電力需要の増加が見込まれる中で、産業の競争力強化の観点から、再エネや原子力などを最大限活用していくことが重要。

太陽光発電は、導入が急速に拡大した一方、様々な懸念が発生。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

①自然環境の保護

- ◆ 環境影響評価法・電気事業法：環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】
- ◆ 種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与え得る開発行為について事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等を検討【環境省】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧に相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】
- ◆ 自然公園法：湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】

②安全性の確保

- ◆ 森林法：許可条件違反に対する罰則、命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化【農林水産省】
- ◆ 電気事業法：太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、第三者機関が構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを創設【経済産業省】
- ◆ 太陽光発電システム等のサイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器の「JC-STAR」ラベリング取得の要件化【経済産業省】

③景観の保護

- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】

※ その他、土地利用規制等に係る区域の適切な設定、開発着手済みの事業に対する関係法令の適切な運用、FIT/FIP認定事業に対する交付金一時停止等の厳格な対応、太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保等を実施。【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省 等】

2. 地域の取組との連携強化

- ◆ 地方三団体も交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を設置【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】【再掲】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧に相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】【再掲】
- ◆ 地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】【再掲】
- ◆ 「関係法令違反通報システム」による通報や「再エネGメン」における調査について、非FIT/非FIP事業も対象に追加【経済産業省】

3. 地域共生型への支援の重点化

- ◆ 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
- ◆ 次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
- ◆ 望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】
- ◆ 国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定【環境省】
- ◆ 長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進【経済産業省】

(参考) メガソーラー対策パッケージの各施策の実行状況 (令和8年5月末時点)

1. 不適切事案に対する法的規制の強化

【環境影響評価法・電気事業法】 環境影響評価の対象見直し・実効性強化【環境省、経産省】	 ・1月に検討会を設置し、これまでに計4回開催。 ・今国会中に検討結果をとりまとめ、政令等を改正予定。
【文化財保護法】 事務連絡の発出【文科省】	 ・自治体における事業者対応時の留意事項を整理した事務連絡を3月末に発出。
【自然公園法】 釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】	 ・関係自治体等と具体的な拡張区域について調整中。 ・令和8年度中の区域拡張を目指す。
【森林法】 林地開発許可制度の規律強化【農水省】	 ・4月1日から、許可条件違反に対する罰則や命令に従わない者の公表等を新たに規定した改正森林法の施行と併せて一部許可基準等を改正。
【電気事業法】 保安規制の強化【経産省】	 ・3月24日、改正法案を閣議決定。
【景観法】 景観法の活用促進【国交省、農水省、環境省】	 ・改正景観法運用指針を令和8年3月に公表 ・景観法活用マニュアルを令和8年4月に公表。

2. 地域の取組との連携強化

「再エネ地域共生連絡会議」 の設置 【経産省、環境省、総務省】	 ・3月18日、地方三団体を交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を開催。 ・4月14日、全国の自治体職員向けの連絡会議を開催。 ・夏から秋頃、各地方ブロック別に自治体職員と対面で意見交換会を順次実施予定。
「全省庁横断再エネ事業監視体制」 の構築 【経産省】	 ・「関係法令違反通報システム」や「再エネGメン」について、非FIT/非FIP事業も対象に追加するべく、令和8年度予算に関連予算を計上。

(参考) メガソーラー対策パッケージの各施策の実行状況 (令和8年5月末時点)

3. 地域共生型への支援の重点化

再エネ賦課金を用いた FIT/FIP 制度の支援
【経産省】

- ・事業用太陽光発電（地上設置）について、令和9年度以降、FIT/FIP 制度の支援の対象外とする方針を決定。
- ・3月末に省令・告示改正済み。

次世代型太陽電池の開発・導入の強化
【経産省、環境省、総務省】

- ・公共施設・インフラ空間特化型ペロブスカイト太陽電池の開発・実証のため、GI基金事業の取組拡充を3月6日に決議。また、タンデム型太陽電池の研究開発支援において、2者を採択。
- ・需要家向けの導入支援事業を開始。
- ・政府部門における導入目標策定に向けてペロブスカイト太陽電池に関するポテンシャル調査を実施（関係省庁と調整し、令和8年度夏頃に目標策定予定）
- ・ペロブスカイト太陽電池導入にかかる新たな地方財政措置（令和8年度より実施）について、地方公共団体に周知。

屋根設置等の地域共生が図られた
導入支援への重点化
【経産省・環境省・国交省・農水省】

- ・**令和8年度の審議会で、支援の重点化を行う対象等を検討。**
- ・事業者が、工場等における屋根への太陽光発電設備の導入目標等を作成し、屋根への太陽光発電設備の設置状況及び設置余地等を国に報告する制度を構築するため、省エネ・非化石転換法省令を改正済み（令和8年4月1日施行）。

望ましい営農型太陽光の明確化・
不適切な取組への厳格な対応【農水省】

- ・望ましい取組の明確化や、不適切な取組への厳格な対応に向けた制度の見直しについて、有識者による検討会を経てとりまとめ。今夏に関係法令の改正を予定。

国等の再エネ電力調達における対応【環境省】

- ・3月13日、環境配慮契約法基本方針の変更を閣議決定。地域共生が図られない発電施設からの電気調達を避ける旨を規定。国・自治体の調達担当者向けに今後実務上の準備の上周知予定。
- ・既に金融機関や企業向けにも取組を呼びかけているところ。

1. FIT/FIP制度での支援重点化に相応しい類型 の選定に当たり考慮すべき事項

「一定の考え方」の検討にあたり重要となる視点

- 昨年度の調達価格等算定委員会の意見においては、事業用太陽光発電（地上設置）について、2027年度以降、FIT/FIP制度における支援の対象外とする一方で、**再エネ導入拡大の観点から、地域共生が図られた形で導入が期待される太陽光発電**に支援を重点化する方針で、具体の検討を行うこととされた。
- 資源エネルギー庁としては、これまでも、関係法令遵守の認定要件化、FIT/FIP交付金の一時停止措置、説明会等による周辺地域の住民への事前周知措置など、FIT/FIP制度の支援を受ける事業への事業規律の強化に取り組んできたところ。**支援の重点化の検討に当たっては、こうした対応を超えて、特に地域共生が図られた形で導入が期待されるものを選定する必要**がある。
- また、検討に際し、**設備の類型毎に一律の支援を行う面的な支援制度である等のFIT/FIP制度の特性や、環境省が実施する地域脱炭素の取組といった他の支援措置との役割分担**にも留意する必要がある。
- 以上を踏まえると、**FIT/FIP制度における支援重点化の対象とすべき太陽光発電の種類の検討**において、以下のような視点が重要であると考えられる。
 - ① **今後の導入**
 - ② **地域との共生**
 - ③ **FIT/FIP制度の特性等**

①今後の導入

- 太陽光発電の今後の導入拡大に向けては、**地域と共生しながら効率的に事業が実施できる適地の不足等を踏まえれば、建築物の屋根等の有効活用を追求していくことが重要**である。実際、民間シンクタンクの試算等によれば、我が国においては、**屋根等への導入ポテンシャルは大きく残されている**と考えられ、**屋根設置太陽光発電**については、**既に一定の支援重点化がなされている**。
- 加えて、**事業用太陽光発電（地上設置）**が、2027年度以降、**FIT/FIP制度における新規支援の対象外**となる中で、**当該支援対象区分に含まれていた事業類型のうち**、関係者（関係省庁・事業者団体・地方自治体）からのヒアリングや、エネルギー基本計画等も踏まえつつ、再エネの導入拡大の観点から、**今後の導入可能性や政策的位置づけを総合的に勘案しながら類型を選定していくことが重要**である。

太陽光発電の導入ポテンシャル・導入状況

	住宅	事業用（屋根）	事業用（地上）
導入ポテンシャル （エネ研）	49.2GW（注1,2）	137.2GW（注2）	20～107GW（注3）
足下の導入量 （FIT/FIP）	17.3GW	6.1GW（注4）	54.6GW（注4）

（参考）日本エネルギー経済研究所等「地域条例・建物特性を考慮した太陽光発電の導入ポテンシャル調査」

（注1）南向きの屋根のみの値。（注2）シリコン太陽光の設置実績にもとづく設置係数を用いた推計。

（注3）設置が困難であったり環境保全等の観点から設置が推奨されない土地を除いた上で、条例による抑制区域も考慮した値。陸上風力発電との競合場所も除いている。

（注4）設置形態（地上設置・屋根設置）の捕捉が可能な2017年度以降に認定を受けた案件における地上設置と屋根設置の割合（地上設置：89%、屋根設置：11%）を事業用太陽光発電全体の容量にかけることで機械的に推計。

②地域との共生（１／２）

- FIT制度の導入を契機とした再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、様々な事業者の参入が拡大した結果、安全面、防災面、景観、環境への影響等に対する地域の懸念が高まっている。
- 他の開発行為と同様、再エネ発電設備の開発についても、**土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など様々な公益との調整を行う必要があります**、これらは**関係法令によって規定されている**。また、**自治体**においても、**地域と共生した形での再エネ導入を求める条例（再エネ条例）の制定が増加**している。
- 再エネ発電事業の実施に当たっては、こうした**関係法令（条例を含む）を遵守することが必要不可欠**であるとともに、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供を行い、再エネ発電事業の実施により生じ得る周辺地域への影響に関する地域の懸念に対応することで、**事業に対する地域の理解を醸成することが重要**である。
- このため、資源エネルギー庁としては、これまでも、関係法令遵守の認定要件化、FIT/FIP交付金の一時停止措置、説明会等による周辺地域の住民への事前周知措置など、FIT/FIP制度の支援を受ける事業への事業規律の強化に取り組んできたところ。**支援の重点化の検討に当たっては、こうした対応を超えて、特に地域共生が図られた形で導入が期待されるものを選定する必要**がある。
- こうした背景も踏まえ、**以下の要素を考慮することが重要**ではないか。
 - a. **太陽光発電の導入による安全面、防災面、景観、環境等の公益への追加的な影響の度合い**
 - b. **自治体や国の事業への関与**

②地域との共生（２／２）

<a.の要素について>

- 現行FIT/FIP制度上、既に一定の支援重点化がなされている屋根設置太陽光は、建築物本来の機能を維持したまま、その屋根に発電設備を付加するものである。
- すなわち、既利用空間を重層的に活用することで、新たな土地開発を伴わず、また、従前の土地利用も大きく転換されないことから、安全面、防災面、景観、環境等への追加的な影響が比較的限定的であるといえる。
- このため、こうした屋根設置太陽光発電の特徴を敷衍できる事業類型であることが重要ではないか。

<b.の要素について>

- 自治体や国が事業に関与する場合は、例えば首長や議会の承認といった地域における理解醸成プロセスを経ることや、事業に対する一定の監督が期待される。このため、自治体・国が事業に関与する類型であることが重要ではないか。

再生可能エネルギー発電事業の事業規律について

第1回 再生可能エネルギー主力電源化小委
(2026年6月3日) 資料3より抜粋

- 今後の再エネの導入拡大にあたっては、地域との共生が図られることが大前提であり、極めて重要である。第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）においても、「再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組むことが重要」とされている。
- 再エネ発電事業の実施に当たっては、土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など様々な公益との調整を行う必要があり、これらは関係法令によって規定されている。
- また、自治体においても、適正な再エネ発電事業の実施に対する地域の懸念に対応するため、地域と共生した形での再エネ導入を求める条例（再エネ条例）の制定が増加している。
- 資源エネルギー庁としては、これまでも、2024年に施行された改正再エネ特措法等に基づき、FIT/FIP制度の支援を受ける事業への事業規律の強化に取り組んできたところ。
- また、今後、特にFIT/FIP制度の支援によらない太陽光発電の導入が見込まれるところ、こうした事業を含め、太陽光発電事業における地域との共生をより一層確保するべく、「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」において議論を行い、その結果を踏まえ、昨年12月23日に開催した大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議において「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を決定した。
- 引き続き、関係法令を所管する関係省庁や自治体とも連携しながら、FIT/FIP制度の厳格な運用やメガソーラー対策パッケージの速やかな実行を通じて、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組んでいく。

(参考) 公益との調整を行う関係法令

- FIT/FIP制度によらない太陽光発電事業を含め、発電事業の実施に当たっては、土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など、様々な公益との調整を行う各種の関係法令に服する。

■ 土地造成の安全性確保（国土交通省、農林水産省など）

- ・森林法に基づく林地開発許可
- ・盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可
- ・砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可
- ・地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可
- ・急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 等

■ 生活環境の保全（環境省）

- ・環境基本法に定める騒音、水質汚濁等の公害の防止 等

■ 自然環境・景観の保全（環境省、経済産業省、国土交通省、文部科学省など）

- ・環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続
- ・自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区内の行為許可
- ・景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出
- ・文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可
- ・種の保存法に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可
- ・鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内的の行為許可 等

■ 電気設備の安全性確保（経済産業省）

- ・電気事業法に基づく工事計画・保安規程の届出、使用前自主検査（自己確認）結果の届出、使用前安全管理審査の受審 等

■ 適正な土地利用の確保（国土交通省、農林水産省、環境省など）

- ・農地法に基づく農地転用許可、農振法に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続
- ・都市計画法に基づく開発許可
- ・地球温暖化対策推進法に基づく促進区域制度 等

(参考) 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化 (2024年再エネ特措法改正等)

<地域でトラブルを抱える例>

土砂崩れで生じた崩落



柵塀の設置されない設備



不十分な管理で放置されたパネル



景観を乱すパネルの設置



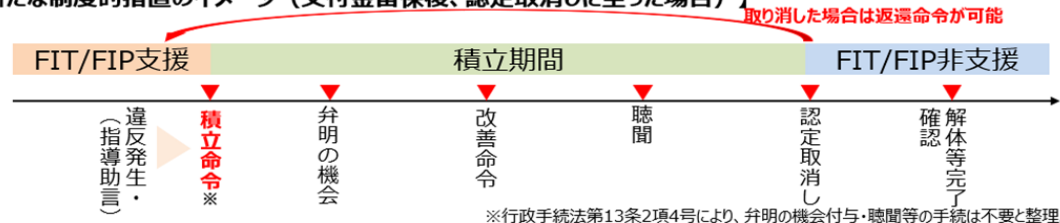
① 許認可の認定 申請要件化

- 森林法や盛土規制法等の災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可について、許認可取得を再エネ特措法の申請要件とするなど、認定手続厳格化。

② 違反防止・ 早期解消

- 違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、事業計画や関係法令に違反した場合にFIT/FIP交付金を留保する措置といった再エネ特措法における新たな仕組みを導入。認定取消しの際の徴収規定の創設。
- これまでに森林法、農地法、盛土規制法違反等の太陽光発電事業（計428件）に対して、一時停止措置を講じた。このうち5件については違反状態が解消されたことが確認できたため、措置を解除。

【新たな制度的措置のイメージ（交付金留保後、認定取消しに至った場合）】



③ 廃棄等費用への 対応

- 2022年7月から廃棄等費用の外部積立てを開始。事業者による放置等があった場合、廃棄等積立金を活用。
- 2030年代半ば以降に想定される使用済太陽光パネル発生量ピークに計画的に対応するためパネル含有物質の情報提供を認定基準に追加する等の対応を実施。使用済太陽光パネルの大量廃棄を見据え、リユース、リサイクル及び最終処分の確実な実施に向けた制度検討を進め、2026年5月29日に「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が成立。

④ 住民との丁寧な コミュニケーション

- 再エネ特措法の申請において、説明会の開催など周辺地域への事前周知の要件化（事業譲渡の際の変更認定申請の場合も同様）。事前周知がない場合には認定を認めない。

③FIT/FIP制度の特性等

- FIT/FIP制度は、一定の定型的な事業類型に該当する再エネ発電事業に対し、事業類型ごとに一律の支援を行う面的な支援制度であり、支援の対象は、客観的な基準・証憑で明確に外延を画定・確認できる類型であることが必要。現行FIT/FIP制度上、既に一定の支援重点化がなされている屋根設置太陽光では、まさに、その外延を明確にし、適切に確認することで、潜脱的な認定取得を防止する観点から、固有の認定基準や提出書類を定めているところ（p.28参照）。
- また、FIT/FIP制度は、特定契約や市場取引等により供給された再エネ電気の量に応じて支援が行われる仕組みであり、支援の対象は逆潮流量の売電が想定される類型であることが必要。
- 加えて、再エネの導入促進については、環境省が実施する地域脱炭素の取組といった他の支援措置も存在しているところ。
- このため、客観的な類型化が困難な個別性の高い事業や、余剰売電を伴わない純粋な自家発自家消費・オンサイトPPAは、こうした支援制度と役割分担しながら後押ししていくことが必要ではないか。

(参考) 再エネ特措法 抄

(供給促進交付金の交付)

第二条の二 経済産業大臣は、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「再生可能エネルギー発電設備の区分等」という。）のうち、これに該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、卸電力取引市場（電気事業法第九十七条に規定する卸電力取引所が開設する同法第九十八条第一項第一号に規定する卸電力取引市場をいう。第二条の四第二項第二号及び第十五条の三第三号において同じ。）における売買取引又は小売電気事業者（同法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。以下同じ。）若しくは登録特定送配電事業者（同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）への電力の卸取引（以下この章及び第三十二条第四項において「市場取引等」という。）による供給を促進することが適当と認められるもの（以下「交付対象区分等」という。）を定めることができる。

2～7 （略）

第三条 経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電設備の区分等のうち、これに該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、当該再生可能エネルギー発電設備の規模その他の事由により、その利用を促進するために、電気事業者があらかじめ定められた価格、期間その他の条件に基づき当該再生可能エネルギー電気を調達することが適当と認められるもの（以下「特定調達対象区分等」という。）を定めることができる。

2～12 （略）

- 脱炭素先行地域等のこれまでの成果や地域をとりまく状況を踏まえ、「地域を守る」、「地域で回す」、「地域が稼ぐ」という3つの視点に基づき、今後の横展開に向け、「①防災・レジリエンス強化モデル」、「②国内資源活用モデル」、「③地域経済活性化モデル」に支援を重点化。
- 地域と共生した、エネルギーの地産地消を進めつつ、強い地域経済の構築に貢献すべく、これらのモデルを各地に展開することにより、「地域資源を活用したレジリエントなエネルギー・経済循環」を実現。

3つの視点

「地域を守る」



「地域で回す」



「地域が稼ぐ」



今後の横展開に向けた重点支援モデル

①防災・レジリエンス強化モデル（適応策との連携）

地域での防災・レジリエンス機能の強化の推進に繋がるエネルギー供給等の取組を推進

②国内資源活用モデル（サーキュラーエコノミーとの連携）

エネルギー・資源・資金の地域内循環に向け地域のエネルギー資源等を最大限活用する取組を推進

③地域経済活性化モデル

脱炭素を契機とした地場産業の振興や地域事業者等の育成に繋がる設備導入等の取組を推進

- エネルギーの地産地消を進める観点から、ペロブスカイト太陽電池等の社会実装及び導入基盤整備や地域エネルギー会社の活用、時間単位での需給把握を行うような高度なエネルギーマネジメントに関する取組についても推進。
- 再エネ設備等の導入の確実な実施に向け、事業計画の精緻化が重要。そのため、設備導入の各段階において、成果・進捗・実行可能性等の評価が必要。

FIT/FIP制度での支援重点化に相応しい類型の選定に当たり考慮すべき事項

支援重点化の対象とする類型は、以下の①～③を満たすものであることが重要ではないか。

①今後の導入

- 導入可能性や政策的位置づけを総合的に勘案し、再エネの導入拡大の観点から重要な類型であること

②地域との共生

a. 太陽光発電の導入による安全面、防災面、景観、環境等の公益への追加的な影響の度合い

- 新たな土地開発を伴わず、従前の土地利用も大きく転換されないという屋根設置太陽光の特徴を敷衍できる類型であること

b. 自治体や国の事業への関与

- 首長や議会の承認といった地域における理解醸成プロセスを経ることや事業への一定の監督が担保された、自治体・国が関与する類型であること

③ FIT/FIP制度の特性等

- 客観的な基準・証憑で明確に外延を画定・確認できる類型であること
- 逆潮流量の売電が想定される類型であること

※客観的な類型化が困難な個別性の高い事業や、余剰売電を伴わない純粋な自家発自家消費・オンサイトPPAは、環境省が実施する地域脱炭素の支援措置等と役割分担しながら後押ししていくことが必要。

FIT/FIP制度において支援を重点化すべき事業類型

- 環境省では、これまで主に**地域脱炭素の推進等の観点から太陽光発電について導入促進**を行っている。この中で、**FIT/FIP制度において支援を重点化すべき事業類型**について、「**地域共生が図られた形での導入が期待**され、一定の**導入見込みがあること**」「**客観的な基準で明確に類型化できること**」の2点から下記のとおり整理を行った。
- 地域脱炭素の観点からは、①**公有地で実施する事業**※ 及び②**地域共生に関し法令に基づき自治体から認定を受けた事業**（温対法促進事業認定制度）の二点を候補とするとともに、屋根設置型と同様に周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が低いという観点で、③**ソーラーカーポート**についても対象とすることを検討してはどうか。

※ 公共施設の屋根に設置するケースは、屋根設置区分として分類されることを前提としている。

類型	地域共生・今後の導入見込み	類型化の考え方（定義）
①公有地で実施する事業	✓ 国又は自治体の管理の元で実施する事業であり、地域との共生は前提。 ✓ 公有の遊休地の活用や公営事業などにより、国・自治体による太陽光発電の導入の事例は多くあり、今後の拡大も期待される。	✓ 国又は自治体が保有する土地で実施する事業
②自治体から法令に基づく認定を受けた事業（温対法促進事業認定制度）	✓ 温対法に基づく促進事業認定制度では、地域の環境保全や地域との共生を要件として自治体が事業を認定。 ✓ 地域と共生しつつ事業を進めたい事業者、地域のニーズを踏まえた事業を誘致したい自治体双方にメリットのある制度であり、今後更なる活用が期待される。	✓ 地球温暖化対策推進法第22条の2第3項に基づき地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた事業
③ソーラーカーポート	✓ 屋根設置型と同様に周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が低いと考えられ、地域共生が図られた形での導入が期待される。 ✓ 屋根への設置が困難な施設についての選択肢となり、企業の脱炭素化を進める上で更なる導入が期待される。 ✓ 導入拡大に伴うコスト低減により、将来的には特に自家消費型としての自律的な展開が期待される。	✓ 一体型又は搭載型であり、建築基準法に基づく建築物であること ✓ 工場、店舗等の施設に付随する駐車場に設置されるものであること

- 昨年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画では、「空港、道路、鉄道、港湾等のインフラ空間等を活用した太陽光発電の導入拡大を図る」とこととされている。また、昨年12月に関係閣僚会議で決定されたメガソーラー対策パッケージでは、支援重点化を検討する地域共生型の太陽光発電の導入形態として、公共インフラ空間が例示されたところ。
- これまで国土交通省としては所管する多様なインフラ空間等での太陽光発電の導入拡大を推進しており、今後の更なる導入拡大が期待されている。
- 各インフラ空間については、これまでに交通の安全確保とその円滑化や防災・減災等の観点から必要な整備が進められてきたものであり、また、太陽光発電設備の設置も含め、関係法令における許認可等の運用を通じて、各インフラ空間における利用者の安全性の確保や施設等の本来の機能を維持する適切な管理等を実施している。これらの結果としてインフラ空間は地域との共生が図られやすい空間であると考えている。
- 上記を踏まえ、次ページの各インフラ空間において関係法令等で定められた区域や施設等において設置される事業用太陽光発電については、FIT/FIP制度による支援の重点化対象に含めることを検討してはどうか。
- 国土交通省としては、引き続き、各法令での適切な許認可等の運用や施設等の本来の機能を損なわないことを前提としつつ、関係省庁と連携しながら、インフラ空間での太陽光発電の導入拡大を推進していく。

FIT/FIP制度の支援重点化対象とするインフラ空間(案)

第2回 再生可能エネルギー主力電源化小委
(2026年6月24日) 資料3より抜粋

対象	主な設置場所の例	関係法令の例	(参考導入状況)
空港用地	旅客ターミナルビル、航空機格納庫、空港内場周道路脇の緑地 等	空港法、航空法	空港内/空港周辺で約4.2万kW (2020年～2024年の間の導入実績)
道路区域	上屋(料金所、電気室、トイレ等)、中央帯、未利用地 等	道路法	国直轄、高速道路会社での設置 数:259箇所 (R6年度末時点)
臨港地区	保管施設等(倉庫等)の屋根や敷地 等	港湾法	82港湾の600箇所 出力量計約1.0GW (R8年度末時点)
鉄道	既存の駅舎、ホーム上屋、車両基地、未利用地 等	鉄道事業法	駅、車両基地、未利用地等で 約5万kW (R7年度末時点)
都市公園	公園内の建物の屋根、駐車場 等	都市公園法	地方公共団体の都市公園の建物 屋根等への設置実績 :128団体、192公園(R3年度時点)
水道	建築物・構造物の上部空間、浄水場等の敷地 等	水道法	水道施設及びその敷地での設置 事業体数:約140団体 (2023年度末時点)
下水道	建築物・構造物の上部空間、終末処理場等の敷地 等	下水道法	終末処理場等及びその敷地での 設置箇所数:約160施設 (2024年度末時点)
河川区域	河川管理施設建屋屋上 等	河川法	(国交省所管施設での実績なし)

※各インフラ空間内の建物屋根に設置される太陽光発電設備については、引き続き「屋根設置型」の設備区分に分類されることを想定。

2. 支援重点化の詳細設計について

事業用太陽光発電における支援重点化の詳細設計

- 事業用太陽光発電におけるFIT/FIP制度の支援の重点化に当たっては、支援重点化の対象とする種類の選定後、各類型について、**FIT/FIP制度における取扱いの詳細を検討**する必要がある。
- 具体的には、FIT/FIP制度上の取扱いとして重要と考えられる**以下の制度的論点について、本小委員会や調達価格等算定委員会において検討を行う**こととしたい。
- なお、**地域共生が図られた形で導入が期待される事業用太陽光の代表格**と考えられる**屋根設置太陽光**については、**現行FIT/FIP制度上、既に一定の支援重点化**がなされている。そこで、こうした制度的論点の検討に当たっては、**屋根設置太陽光の現行取扱い（p.28、29参照）を参考とすることが有益**と考えられる。

＜今後検討を行う主な制度的論点＞

本小委員会
にて
主に検討

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| ① 設備の区分等や認定基準等 | ⑤ FIT/FIPの別 |
| ② 説明会等の適用 | ⑥ 入札制の適用 |
| ③ 地域活用要件 | ⑦ 支援価格/期間や初期投資
支援スキームの適用 |
| ④ 廃棄等費用積立制度の適用 | ⑧ 解体等積立基準額 |

調達価格等
算定委員会
にて
主に検討

(参考) 事業用屋根設置太陽光の現行取扱い

#	制度的論点	事業用屋根設置	(参考) 他の事業用太陽光
1.	設備の区分等	➤ <u>建築物の屋根に設ける太陽光発電設備（屋根設置太陽光発電設備）</u>であって、その出力が10kW以上のもの	➤ 太陽光発電設備（屋根設置太陽光発電設備を除く）であって、その出力が10kW以上のもの
	固有の認定基準等	➤ 不当に屋根設置区分の認定取得が行われることがないよう、その外延を明確にし、適切に確認する観点から、<u>以下の固有の認定基準（及び提出書類）</u>を定めている。 ① 設備を設置する建築物が建築基準法上の検査済証の交付を受けていること（検査済証の写し） ② 設備を設置する建築物について不動産登記法上の建物の表題登記を完了していること（登記事項証明書） ③ 太陽光パネルの全てを屋根に設けること（その旨を示す写真・図面） ④ 電事法上の工事計画届出又は使用前自己確認結果届出を行ってること（届出書の写し）	➤ 事業用太陽光に共通の認定基準や提出書類が適用される。
2.	説明会等	➤ 説明会等の事前周知措置の実施を認定基準とせず、<u>努力義務</u>としている。 ➤ 「屋根設置太陽光は、原則として安全上の影響が及び得る範囲は当該屋根の建物を使用する者に限定されると考えられ、野立て太陽光と比べて、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が低い」ことを踏まえた措置。	➤ 50kW以上は、認定基準として説明会の実施が必要。 ➤ 10kW以上50kW未満は、認定基準として説明会又はその他の事前周知措置の実施が必要。
3.	地域活用要件	➤ 需要地に近接して柔軟に設置できる小規事業用太陽光には、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消に資することが期待されることから、<u>10kW以上50kW未満の事業がFIT認定を受けるには、以下の自家消費型の地域活用要件を満たす必要あり。</u> ① 当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも30%の自家消費を行うこと等 ② 災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること	
4.	廃棄等費用積立制度	➤ <u>廃棄等費用積立制度の適用あり。</u>	

(参考) 事業用屋根設置太陽光の現行取扱い

#	制度的論点	事業用屋根設置	(参考) 他の事業用太陽光
5.	FIT/FIPの別	➤ 2026年度は、 <u>50kW以上は原則としてFIP制度のみ、10kW以上50kW未満はFIT制度・FIP制度を選択可能。</u>	
6.	入札制	➤ 地域と共生した太陽光発電の導入加速化に向けた屋根設置区分における初期投資支援スキームの措置等を踏まえ <u>入札制の適用を免除。</u>	➤ 2026年度は、250kW以上は適用あり、10kW以上250kW未満は適用なし。
7.	支援価格/期間	➤ 地上設置／屋根設置の設置形態毎にコスト動向を分析し、両者の価格差の早期の収斂を目指しつつ、 <u>それぞれの区分毎に調達価格・基準価格を設定。</u> ➤ 2026・2027年度の調達価格/基準価格は、調達期間/交付期間が終了する日から起算して15年前の日以降の期間は <u>8.3円/kWh</u> 、残りの期間は <u>19円/kWh</u> 。	➤ 2026年度の入札対象の入札上限価格は9.6円/kWh。 ➤ 2026年度の入札非対象の調達価格/基準価格は9.9円/kWh or 9.6円/kWh。
	初期投資支援スキーム	➤ 2025年度の下半期より、 <u>早期の投資回収を可能とする「初期投資支援スキーム」を適用。</u> ➤ 「比較的地域共生がしやすく、自家消費型で導入されることで系統負荷の小さい屋根設置太陽光発電のポテンシャルを更に積極的に活用していく」観点や、「屋根設置太陽光の設置者となる建物所有者について、財務基盤や与信が小さい傾向にあること」等を踏まえた措置。 ➤ 具体的には、廃棄等費用積立制度の対象である事業用屋根設置では、「初期支援と後期支援の期間を別個に設定し、初期の価格を高く/後期の価格を低くする」という <u>階段型の価格設定を採用。</u>	➤ 適用なし。
8.	解体等積立基準額	➤ 「 <u>想定設備利用率で電気供給したときに、調達期間又は交付期間の終了前 10 年間で、想定 of 廃棄等費用を積み立てられる kWh 当たりの単価</u> 」を設定。 ➤ 10kW以上50kW未満の事業については、同様の設定方法としつつ、1割以上設備利用率が低下しても、廃棄等費用を適切に積み立てる観点から、調達価格/基準価格の想定値から1割減じた設備利用率に基づき設定。	